

佐賀労働局発表
令和8年8月19日

【照会先】

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課
健康安全課長 北村雅道
地方労働衛生専門官 迎 義則
(電話) 0952 - 32 - 7176

『第77回 全国労働衛生週間』を10月に実施します

期間：令和8年10月1日(木)～7日(水)
[準備期間(9月1日(火)～30日(水))]

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で77回目になります。

毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間各事業場において、職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会の開催など、さまざまな取組を展開します。

今年は、

「ひとりひとりが貴重な人材
心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場」

をスローガンとして、全国労働衛生週間を実施します。(資料1参照)

佐賀県内における脳・心臓疾患の請求件数は、増加傾向です。また、令和7年度の「精神障害に係る労災請求件数」は、前年度と比べて23件増加しました。(資料2参照)

なお、令和7年の佐賀県内における定期健康診断の有所見率(異常所見のあった者の割合)は、63.6%で過去最高となり、全国平均より3.9ポイント高くなっています。(資料3参照)

このような状況を踏まえて、佐賀労働局(局長 田之上英治) 各労働基準監督署では、全国労働衛生週間の期間及び準備期間中に、

- ・各地区において事業主説明会(全国労働衛生週間説明会)の開催
- ・化学物質等の有害物を取扱う事業場に対するリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施促進を念頭に置いた監督指導等

を行うほか、

- ・事業場における安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
- ・作業環境管理・作業管理・健康管理(労働衛生3管理)の推進
- ・労働者への安全衛生教育の徹底
- ・小規模事業場におけるストレスチェック実施義務化の周知

などの取組を呼びかけることとしています。

佐賀県内の各地区で行う事業主説明会（全国労働衛生週間説明会）の開催日程

地区	日時	場所	特別講演
佐賀	令和8年9月16日(水) 13:30～	アバンセ (佐賀市天神3丁目 2-11)	～ストレスチェック 50 人未満義務化に伴う～ 「企業のメンタルヘルス対策とは？ より実践的・具体的な対応方法になっていますか？」 (講師:佐賀産業保健総合支援センター 産業保健相談員 家永 佐智子 氏)
鳥栖	令和8年9月9日(水) 13:30～	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町 1819)	～ストレスチェック 50 人未満義務化に伴う～ 「企業のメンタルヘルス対策とは？ より実践的・具体的な対応方法になっていますか？」 (講師:佐賀産業保健総合支援センター 産業保健相談員 家永 佐智子 氏)
唐津	令和8年9月9日(水) 13:30～	唐津市文化体育館 (唐津市和多田大土井 1-1)	「アンガーマネジメント視点から考えるワークエンゲージメントの向上～働く人の能力を引き出す職場へ～」 (講師:LIR office 代表 藤本 りか 氏)
武雄 鹿島	令和8年9月10日(木) 13:30～	鹿島市生涯学習センター エイブル (鹿島市大字納富分 2700-1)	「化学物質に関する労働衛生対策について」 (講師:佐賀産業保健総合支援センター 産業保健相談員 西村 富夫 氏)
伊万里 有田	令和8年9月10日(木) 13:30～	焱の博記念堂 文化ホール (西松浦郡有田町黒川甲 1788)	「ストレスチェックの真の活用法(～やりっぱなしで終わらないように～)」 (講師:久留米大学医学部 環境医学講座 准教授 森永 嘉孝 氏 (一社)日本アンガーマネジメント協会 公認講師 藤本 りか 氏)

各地区申込・問合せ先

佐賀

佐賀労働基準監督署
受付サイトにて申込（令和8年9月3日（木）まで）
または労働基準監督署へ電話申込
（電話：0952 - 38 - 5411（担当：安全衛生課））

説明会番号
141-001-0049



鳥栖

佐賀労働基準監督署
受付サイトにて申込（令和8年9月3日（木）まで）
または労働基準監督署へ電話申込
（電話：0952 - 38 - 5411（担当：安全衛生課））

説明会番号
141-001-0048



唐津

唐津労働基準監督署
令和8年9月6日（日）まで（期限後は電話申込可）
「労働局（労働基準関係）・労働基準監督署
説明会等受付サイト」からお申し込みください。
[説明会番号] 141-002-0018
（電話：0955-73-2179（担当：安全衛生課））

唐津・申込



武雄・鹿島

武雄労働基準監督署
事前申込不要
（電話：0954 - 22 - 2165）

伊万里・有田

伊万里労働基準監督署
受付サイトにて申込（令和8年9月2日（水）まで）
または労働基準監督署へ電話申込
（電話：0955-23-4155（担当：齋藤））

伊万里・申込



詳細は、佐賀労働局「令和8年度全国労働衛生週間について」
特設ページをご覧ください。

特設ページ



令和 8 年度全国労働衛生週間実施要綱の概要

10月1日～7日（準備期間9月1日～30日）

スローガン

『ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場』

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 77 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況を見ると、高齢化の進行等の就業構造の変化により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けており、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇とともに、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。加えて、過労死等の労災支給決定件数は年々増加傾向にあり、精神障害による労災支給決定件数が過去最多になるなど、過重労働による健康障害の防止対策、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が必要となっている。業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動、高齢化等を背景に熱中症や腰痛等の発生が増加している傾向にある。また、政府において、「攻めの予防医療」の推進のため、職域においても、労働者の健康の保持増進措置（安衛法第 69 条）の枠組を活用し、疾病の早期発見・早期治療の取組を進めるための検討も行われている。

さらに、令和 6 年度から全面施行されている化学物質の自律的管理の定着・推進に向けた取組を引き続き進めていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができるよう、今年度は、「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、的確な労働衛生管理はもとより、女性の健康への対応、メンタルヘルス対策、治療と就業の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等の総合的な推進を図ることとする。

2 スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心と体も健やかに みんな生き生き健康職場

3 期 間

- (1) 本 週 間：10月1日 ～ 10月7日
- (2) 準備期間：9月1日 ～ 9月30日

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

- (ア)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等を踏まえた労働者の健康の保持増進を図るための必要な措置に関する事項
- (イ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項
- (ウ) 労働施策総合推進法及び「治療と就業の両立支援指針」に基づく治療と就業の両立支援対策の推進に関する事項
- (エ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- (オ) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- (カ)「職場における熱中症防止のためのガイドライン」等に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
- (キ) 小規模事業場における産業保健活動の充実にに関する事項
- (ク) 個人事業者等の安全衛生の確保に関する事項



表 1 脳・心臓疾患の労災補償状況

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
脳・心臓疾患	請求件数	4	6	6	12	11
	決定件数 注 1	2	4	4	7	9
	うち支給決定件数 注 2	0	2	3	3	1
	[認定率] 注 3	[00.0%]	[50.0%]	[75.0%]	[42.9%]	[11.1%]

注 1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

表 2 - 1 精神障害の労災補償状況

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
精神障害	請求件数	15	19	31	17	40
	決定件数 注 1	14	10	20	29	19
	うち支給決定件数 注 2	5	6	10	9	10
	[認定率] 注 3	[35.7%]	[60.0%]	[50.0%]	[31.0%]	[52.6%]

注 1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

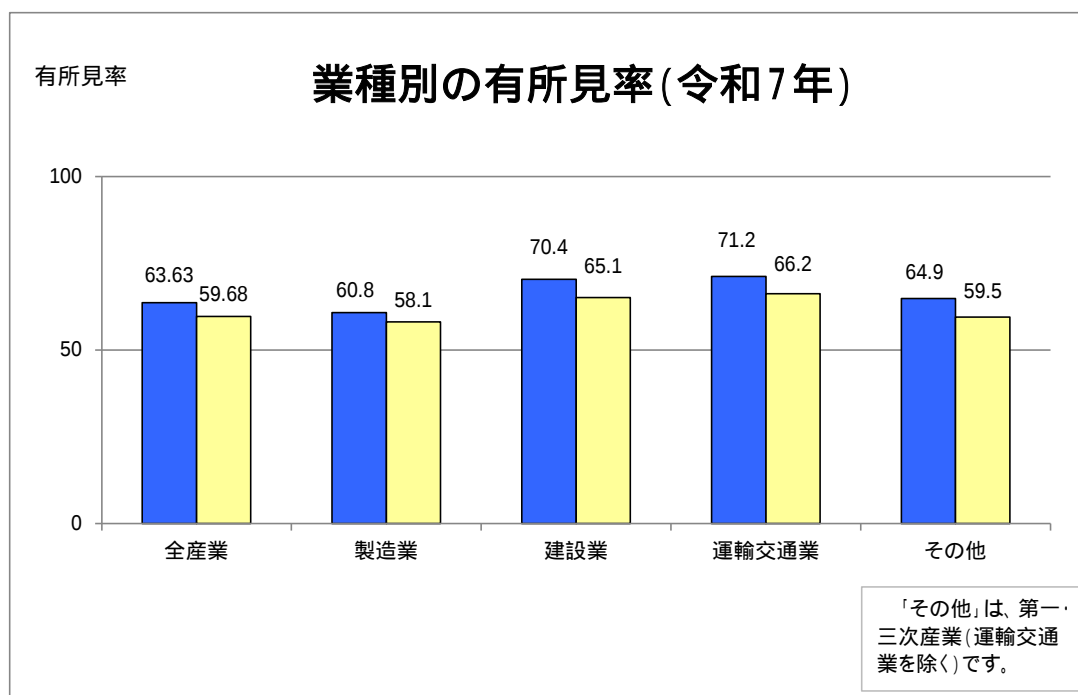
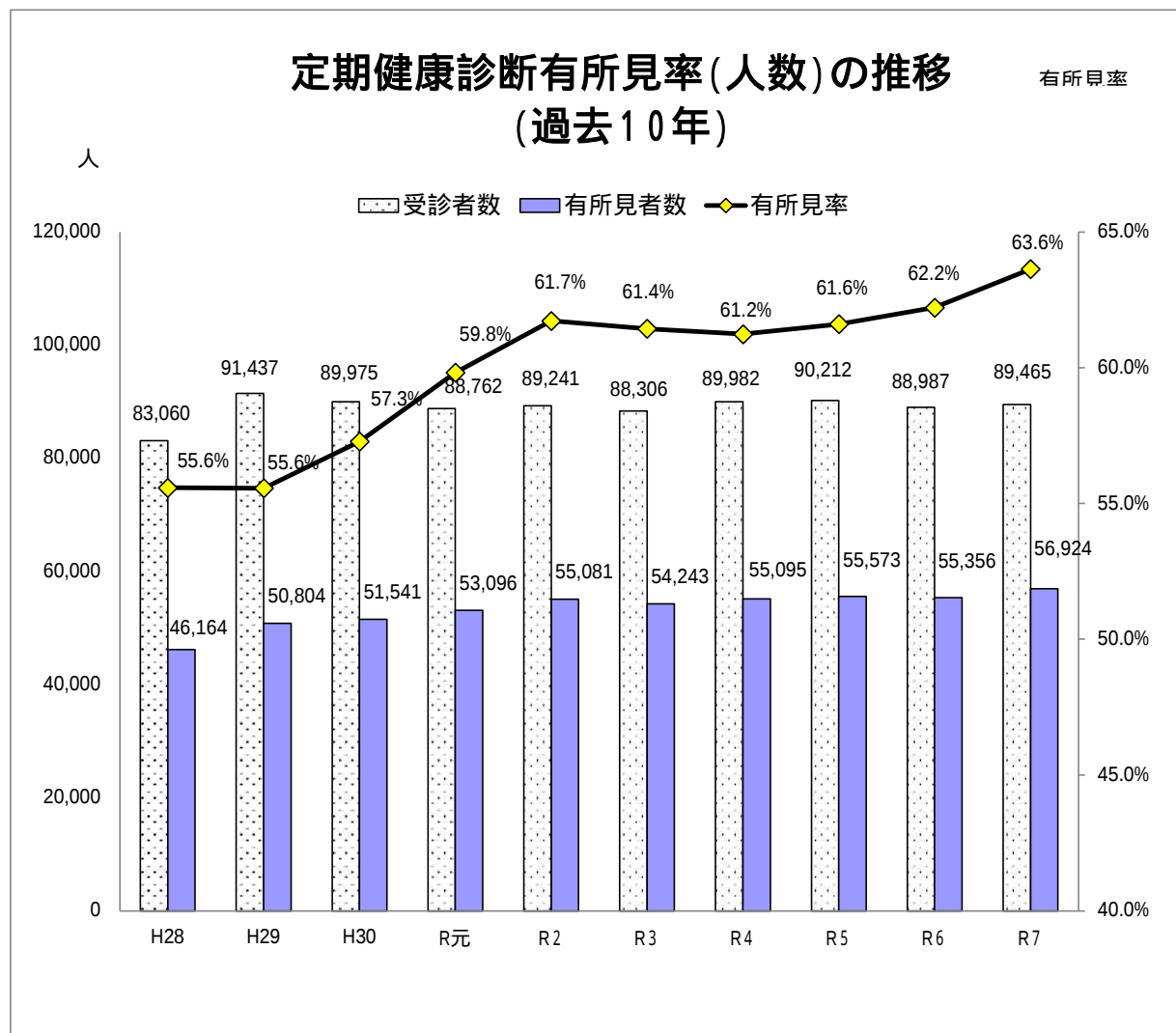
3 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

表 2 - 2 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

出来事の種類	具体的な出来事 注 1	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
		決定件数	うち支給決定件数	決定件数	うち支給決定件数	決定件数	うち支給決定件数
1 事故・災害の体験	重度の病気やケガをした	3	2	1	0	1	1
	悲惨な事故や災害の体験 目撃をした	0	0	0	0	3	3
2 仕事の失敗 過重な責任の発生等	会社で起きた事故 事件について、責任を問われた	0	0	0	0	0	0
	多額の損失を生じさせるなど仕事上のミスをした	0	0	0	0	1	0
	新業務の担当になった 会社の立て直し担当になった	0	0	0	0	0	0
	顧客や取引先からクレームを受けた	0	0	2	1	0	0
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	2	1	3	1	0	0
	1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った	0	0	1	1	0	0
	2 週間以上こたわって休日のない連続勤務を行った	1	1	0	0	1	0
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	0	0	1	0	1	0
	配置転勤があった	0	0	1	0	0	0
5 パワーハラスメント	上司等からパワーハラスメントを受けた	3	1	2	1	2	2
6 対人関係	同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた	2	1	0	0	2	1
	上司とのトラブルがあった	5	0	7	0	2	0
	同僚とのトラブルがあった	0	0	1	0	1	0
	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた	0	0	0	0	1	1
7 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	2	2	6	2	4	2
8 その他	その他	2	2	4	3	0	0
合 計		20	10	29	9	19	10

定期健康診断有所見率等(人数)の推移

佐賀労働局



定期健診有所見率＜佐賀県・全国＞

【全産業】

